

## 非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）の手引き

### 1. 事業概要

プラスチックごみの排出を抑制するため、所沢市マイ容器ウェルカム店及びとことこマイボトルスポットが、食品をマイ容器やマイボトルでテイクアウトした客に対して割引を行った場合、その割引額の全部または一部を補助します。

この事業は「所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）交付要領」に基づいて行われますので、申請する場合は必ず当該要領もご一読いただき、その内容を十分理解した上で手続きしてください。

### 2. 補助対象者

「所沢市マイ容器ウェルカム店」または「とことこマイボトルスポット」

※未登録の事業者は、補助金を申請する前に、どちらか一方または両方の登録申請書を提出してください。

### 3. 補助内容・補助対象経費

- (1) 所沢市マイ容器ウェルカム店が、食料品（飲料品を除く。）をマイ容器でテイクアウトした客に対して、令和5年5月1日から令和6年2月28日までの期間に割引を行うときの割引額の合計
- (2) とことこマイボトルスポットが、飲料品をマイボトルでテイクアウトした客に対して、令和5年5月1日から令和6年2月28日までの期間に割引を行うときの割引額の合計

### 4. 補助金額

上限金額は1店舗あたり合計5万円です。所沢市マイ容器ウェルカム店及びとことこマイボトルスポットの両方に登録している店舗も、両方の取り組みを合計して5万円が上限となります。

補助対象の割引金額は、通常の販売価格の10分の2以内の額とし、所沢市マイ容器ウェルカム店の場合は1点あたり100円以内、とことこマイボトルスポットは1点あたり50円以内とします。

上記の金額を超えて割引を行っていただくことも可能ですが、上記の金額を超えて割引いた分は事業者の負担となります。

なお、通常の販売価格とは、マイ容器やマイボトルでテイクアウトしない場合の販売価格のことを言います。マイ容器やマイボトル以外でのテイクアウトを不可としている商品については、申請日時点の販売価格を通常の販売価格とみなします。

【例①】所沢市マイ容器ウェルカム店において、通常の販売価格が500円の商品を、マイ容器でテイクアウトしたら400円で販売する場合。

→割引金額は100円となり、通常の販売金額の10分の2以内であり、1点当たり100円以内であることから、100円が補助対象となる。

【例②】とことこマイボトルスポットにおいて、通常の販売価格が500円の商品を、マイボトルでテイクアウトしたら400円で販売する場合。

→割引金額は100円となり、通常の販売金額の10分の2以内であるが、1点当たり50円以内が補助の上限額であることから、50円が補助対象となる。

※補助対象額を越えての割引を妨げるものではありません。

## 5. 申請の流れ

交付申請から補助金交付までの流れは下記ようになります。

手順	実施者	補足
①「所沢市マイ容器ウェルカム店」や「とことこマイボトルスポット」に未登録の事業者は、登録申請書等を提出	申請者	HACCPに基づく衛生管理計画書の写しまたはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画書の写し等を添付してください。 (衛生管理計画書の内容に問題が無いが、保健所に相談することがあります。あらかじめご了承ください。)
①補助金申請書等を提出	申請者	申請期限： <b>店舗で補助対象事業を始める前まで</b> (補助金申請書をご提出いただく前に事業を実施していた期間があっても、補助の対象外となります。)
②受付・審査後、交付決定通知書送付、市HPに補助対象事業の内容を掲載	市	
③補助対象事業を実施	申請者	市HPに掲載されたとおりの内容で実施する。 補助対象事業の内容を変更したいときなどは、変更申請書などを提出する。
④補助金実績報告書兼交付請求書等を提出	申請者	申請期限：①令和5年5月～9月実施分は令和5年10月20日(金)まで、②令和5年10月～令和6年2月実施分は令和6年3月19日(火)まで

⑤受付・審査後、交付額確定通知書送付	市	
⑥補助金を受給	申請者	補助金交付後、市がアンケートを行う場合がありますので、ご回答ください。

## 6. 必要書類

### 【補助事業を実施する前】

- ①所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）申請書  
（様式第1号）

※様式第1号に記載しなかった商品等は補助の対象外となります。商品名、通常の販売価格、割引金額等を正しく記載してください。

- ②補助対象事業を来店客に明示することがわかる書類

※メニュー表の写しや店内掲示物の写真など、補助対象事業を実施することを客に明示する様子がわかる書類を添付してください。

- ③食品衛生法第52条の規定に基づく営業許可書の写し

※飲食店等、営業許可を受ける必要がある業態の事業者は、営業許可書の写しを添付してください。営業許可を受ける必要が無い業態の事業者は、添付の必要はありません。

### 【交付決定を受けた後に、補助対象事業の内容を変更や廃止等したいとき】

- ①所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）

※割引金額が変わらない場合でも、通常の販売価格が変わる場合はご提出ください。  
（補助対象の割引金額は、通常の販売価格の10分の2以内の額であるため、通常の販売価格を市が把握するためです。）

※中止や廃止をするときは、「所沢市マイ容器ウェルカム店登録中止届」または「ところマイボトルスポット登録中止届」もご提出のうえ、啓発資材をご返却ください。

- ②補助対象事業を来店客に明示することがわかる書類

※メニューを追加する場合や割引金額を変更する場合等は、メニュー表の写しや店内掲示物の写真など、補助対象事業を実施することを客に明示する様子がわかる書類を添付してください。

- ③食品衛生法第52条の規定に基づく営業許可書の写し

※飲食店等、営業許可を受ける必要がある業態の店舗を追加したいときは、営業許可書の写しを添付してください。

【補助事業の実績の報告及び補助金の請求をするとき】

①所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）実績報告書兼  
交付請求書（様式第4号）

※令和5年5月～9月実施分は**令和5年10月20日（金）**まで、令和5年10月～  
令和6年2月実施分は**令和6年3月19日（火）**までの2回に分けてご提出ください。  
令和5年9月までの実施分の交付請求を10月21日（土）以降に受け付けることは  
できませんのでご注意ください。

②補助対象事業を実施したことがわかる書類

※POSシステムのデータ、売り上げ伝票等、割引を行った商品・日・割引額がわかる  
書類を添付してください。

③通帳又はキャッシュカードの写し

※所沢市に口座情報を提出したことがない事業者はご提出ください。

※過去に所沢市に口座情報を提出したことがある事業者は、同じ口座をご指定下さい。

7. 必要書類の提出方法

窓口	所沢市役所本庁舎 5階資源循環推進課までお持ちください。
郵送	下記【連絡先】の住所まで郵送ください。 ※それぞれの締め切り日に <b>必着</b> とします。
メール	下記【連絡先】のメールアドレスまで送付ください。 ※それぞれの締め切り日の17時15分までに受信したものを 有効とします。

※補助金の請求額が予算額に達し次第、受付を終了します。

8. 申請受理

提出物に不備等があった場合は連絡いたしますので、書類追加または再提出してください。連絡がつかない等、不備が解消されない場合は不交付となります。申請書兼請求書の電話番号は、平日の日中につながりやすい電話番号をご記入ください。

【連絡先】

所沢市 環境クリーン部 資源循環推進課 プラスチック担当  
〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1  
TEL：04-2998-9146 FAX：04-2998-9394  
E-mail：a9146@city.tokorozawa.lg.jp

## 【よくあるご質問】

Q. 具体的な対象店舗とは。

A. レストラン・喫茶店等の飲食店、弁当屋等の持ち帰り飲食サービス業、旅館・ホテル等、総合スーパー、コンビニ、豆腐・菓子・パン・食肉・鮮魚等の小売業が挙げられます。特定の店舗を持たないキッチンカー等も対象となりますが、営業地域が市内であることが条件となります。

Q. 店舗は市内にあるが、本社や事業本部等が市外にある場合は申請可能か。

A. 市内に店舗があれば、その店舗は対象となります。逆に、市内に本社等があっても市外の店舗は対象外となります。

Q. 所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）の申請も希望しているが、所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）も申請できるか。

A. 同一店舗でも、重複して申請いただけます。

Q. 普段から使い捨てプラスチックのコップは使用せず、リユース食器のコップや紙コップの容器を使用しているが対象となるか。

A. 対象となります。

Q. その場でマイボトルやマイ容器を販売し、その中に商品を入れて提供した場合も対象となるか。

A. 対象となります。ただし、店舗で販売するマイボトルやマイ容器を持参した場合のみ通常の販売価格より割り引くとする場合や、マイボトルやマイ容器とのセット販売は、補助金の対象外とします。

Q. 対象の商品に制限はあるか。

A. 市で具体的に商品の制限や規定をすることはありません（市は、商品の審査は行いません）。ただし、客が持参するマイボトルやマイ容器に入れても問題無い商品かどうか、事業者または店舗で十分ご検討のうえ、ご申請ください。マイボトルやマイ容器に商品を入れたことで来店者に被害が生じたとしても、市は一切の責任を負いません。

その他ご不明な点は資源循環推進課までお問合せください。